

## Q & A

### 今なぜ「家族信託」に注目?

えてきた父親が子供に所有するアパートの管理運営を委託する場合。父親が委託者・受益者で、子供が受託者となる。アパートからの家賃収入はこれまで通り父親が受け取り、生活費の足しにできる。管理運営はしっかりとした子供が行うから父親は安心、と信託契約を結ぶことで、将来

いざとなれば両親が住んでいる共有名義のマンションを売却して、その資金を充てようと思っているが、どちらかでも認知症になって判断能力がなくなると売却できない。その対策として信託が登壇する。娘が受託者となって信託契約を結ぶことで、将来

には認知症患者数が700万人を超えるらしい。これは高齢者(65歳以上)の5人に1人。どこの家庭にとっても他人事ではなくなるんだ。

息子 うちも気を付けないと。大して財産はないと思うけれど。

父親 ……。

から、上手く組み合わせることが大事だね。

父親 2年前からは、相続税の基礎控除額が4割も引き下げられたから、相続に関心を持つ人が増えた。何といても相続資産の大半が日本は自宅を中心とする不動産だからね。何はともあれ、宅建業者にとって必要な知識だと思うよ。

### 認知症患者 700万人時代 新たな相続対策に

それからこんな例もある。高齢の両親が介護施設に入って、その費用の捻出に悩む娘が

の介護費用をねん出するめどが立つ。

息子 なるほど。今、この仕組みが注目を集めている理由は、認知症がキーだね。親が認知症になって判断能力がなくなると、子供であつても自由に親の預貯金を引き出ししたり、所有している不動産の売却はできなくなってしまうから。

父親 確か、厚生労働省の試算では、25年の

息子 いやいや。そつえば、そついった場合の対応策として成年後見制度があつたよ。

父親 成年後見制度は、本人の財産を維持管理することに重きが置かれ、将来を見越して財産を処分することは認められていなかったはず。一方で、成年後見制度には認められている身上監護権(例えば介護契約や介護施設への入所契約)は、受託者にはないと聞いている。

息子 それぞれ役割が違う

息子 ビジネスチャンスと

父親 当然。この自宅だって一生懸命働いた結果の大きな財産だから。多少なりとも貯金もあるし。これをどのようによく活用していくのか、次の世代に渡していくのか、日々考えているとつた。

息子 というよりも認知症

父親 失礼な。まだまだ大丈夫だ。知ってるか? 家族信託を活用すると、生前の財産管理だけでなく、自分が死亡した後の資産の承継先を数代先まで決めておくことだってできるんだ。そつたな、まずは母さんに、その後はお前ではなく、孫娘に渡そつたあ。

息子 ……。



「家族信託」セミナーには高齢の親を持つ50〜60代の姿が目立つ(日本財託)

父親 最近、「家族信託」が話題になっているようだね。不動産にも関係してくる話だ。もちろん不動産会社勤務だから知っているよな。

息子 えーと。何だったかな。

父親 財産をもめることなく管理・相続するための方法として、テレビや新聞でも見かけるよ。不動産や預金などの資産を、信頼できる家族に託して、その管理や処分を任せる仕組みだ。

息子 ……?

父親 分かっているようにだね。例えば、最近体力が衰